令和4年度 秋田県健康づくり審議会 がん対策分科会 肺がん等部会 議事概要

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 1 4 日 (火) 午後 6 時~午後 7 時 (オンライン開催)
- 2 委員の出席 出席委員数:10 欠席委員数: 1
- 3 オブザーバー 3名 (秋田県総合保健事業団、秋田県厚生農業協同組合連合会)
- 4 議 事
 - (1) 部会長選出
 - (2) 報告事項
 - ①市町村における肺がん検診実施状況
 - (3)協議事項
 - ①秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について
 - ②秋田県肺がん等検診実施要領の一部改正について
 - (4) その他

議事概要

(開会宣言、健康づくり推進課長の挨拶に引き続き、秋田県健康づくり推進条例の規定に基づき議事(1)部会長選出が行われ、南谷佳弘委員が部会長に選出された。また、部会長は三浦進一委員を部会長職務代理者に指名した。)

(議事(2)報告事項①について、事務局から資料1により説明のうえ意見交換を行った。)

- ○石山委員 報告してもらったのは全て住民検診の話だったと思うが、職域検診の数値は何か把握しているか。胸部写真の検診だと職域検診で受けている方がかなり多いと推測される。それを無視して少ない住民検診の数値で言っても対策としてどうかと思う。政治的な問題でもあるので、県に言っても仕方のないことかもしれないが。
- ○事務局 委員の御認識のとおり今回示したのは住民検診のみ。職域の部分については、 今お示しできる資料を持ち合わせていないため、確認の上改めて情報提供を行う。

(議事(3)協議事項①について、事務局から資料2により説明のうえ意見交換を行った。)

- ○部 会 長 市町村のチェックリストの遵守状況について、昨年度の部会ではC以下を指 導の対象としたが、今年度の指導基準はいかがか。
- ○中山委員 C以下で宜しいのではないか。昨年も同じであること、D以下では指導がゼロになってしまうことから、適切な評価だと思う。
- ○部会長 それでは、令和4年度の市町村のチェックリストの遵守状況について、文書による指導を行う基準はC以下ということにしたいがいかがか。

(異議なし)

○部会長検診機関のチェックリスト遵守状況について、昨年はB以下を指導の対象としていたが、今年度の部会として指導する基準はいかが。

- 〇中山委員 こちらもB以下で宜しいのではないか。
- ○部会長 それでは、こちらも事務局案のとおり昨年と同様、B以下を指導対象とする 基準にしたいが宜しいか。

(異議なし)

- 〇部 会 長 精度管理指標数値の調査の市町村の精検受診率の評価について、国立がん研究センターが示す 70%未満を指導対象として宜しいか。
- ○中山委員 これも昨年同様という理解で宜しいか。
- ○事務局 昨年と同じである。
- ○中山委員 同様の理由で70%以下で宜しいのではないか。
- ○部会長 それでは、こちらも昨年と同様に70%未満ということにしたいが宜しいか。

(異議なし)

- ○部会長 検診機関の精検受診率の評価について、こちらも国立がん研究センターの示す70%未満を指導対象としているが宜しいか。
- 〇中山委員 同様で宜しいと思う。
- ○部会長 それでは、こちらも70%未満ということにしたいが宜しいか。

(異議なし)

- ○部会長事務局は、今決まった指導基準に則り、市町村と検診機関に対して文書の提出をお願いする。
 - (議事(3)協議事項②について、事務局から資料3により説明のうえ意見交換を行った。)
- ○石山委員 ダブルチェックの読影後、更に要精検者を絞り込むために比較読影するとい

う文言があるが、比較読影はそういうためのものではなく、より有所見を引っかけるためにあるため、比較可能なものは全て比較した方がずっと良いはず。 これだと、要精検率を下げるために比較するという文言になっているため良くない。

- ○黒川委員 ダブルチェックの読影後、更に要精検者を絞り込むために過去のエックス線 写真を比較読影するというのはアナログ時代の話で、その当時は第一読影と第 二読影が当年度の写真しか見られなかったので、D以上の判定をした際に、過 去のフィルムを出してもらって日を変えて比較読影していた。それでこうした 記載だったのではないか。今はデジタルになり、最初からパソコンの画面で過 去に遡って見ることができる。
- ○事務局 指摘事項については、内容を確認して後日委員へ修正案を提示したい。
- ○黒川委員 様式例3肺がん等検診結果通知書について全く異存はないが、一般の方には 再検査と精密検査の違いを判別しにくいのでは。再検査に該当した方は過去5 ~10年で何人いたか。
- ○**佐材が**・・・ 再検査になった方はほぼいない状況。再検査になった旨の通知をしたことがない。
- ○黒川委員 喀痰についても同じか。
- ○佐材が小 喀痰についても同じである。
- ○黒川委員 全く同列に2番と3番のチェックが並んでいるが、3番のチェックはほとんどないだろう。先ほど事務局の説明でもあったように、自治体によっては追加の資料を同封するなどして特殊な扱いをしているということで、それはそれで現実的な対応だと思う。この書式自体に問題はないが、果たして再検査を独立して載せるほどの頻度があるのかと思った。
- ○部 会 長 再度事務局で検討してもらいたい。
- ○中川**委員** 過去の比較読影の写真について、黒川委員の所では6年前から見られると伺ったが、私が見ている検診写真では3年前からのものになる。市町村によって

違っているのか。

- ○黒川委員 自治体によってアナログとデジタルの移行時期は違っていたはず。問題は、 全県デジタルに移行したかということを確認したい。
- **○セルオオがーハー** 総合保健事業団では全てデジタルに移行している。
- ○川又委員 事業団では全てデジタル化をしているということだが、資料3の15ページ (3) エックス線写真について、アの間接撮影装置は今使っているところはないと思うがいかがか。使ってないとすれば、削除して良いのではないか。
- ○性材が-ハ- 間接撮影は使われておらず、デジタル撮影のみになっている。
- ○部会長 それでは、この文言は削除するということで宜しいか。

(異議なし)

○部 会 長 事務局は委員からの意見をもとに改正案を作成し、各委員に確認のうえ改正 を行うこと。以上で協議事項は終わる。その他について発言はあるか。

(発言無し)

○部 会 長 では、県にお返しする。

以上